

令和5年度入札契約制度の改正について

令和5年度に西予市が発注する建設工事に係る入札・契約制度を以下のとおり改正しましたので、お知らせします。

1. 一般競争入札の適用範囲の拡大

1件の設計金額3,000万円以上1億5,000万円未満の建設工事を事後審査型条件付一般競争入札として実施します。

※ ただし、災害復旧工事等急施を要する建設工事等については、これによらない場合があります。

2. 入札者数の取扱いについて

- 指名競争入札 → 入札者が2者に満たないときは原則入札を中止
- 一般競争入札 → 入札者が1者の場合も入札有効

3. 相指名業者への下請制限

指名競争入札における同一の入札参加者への下請については、受注者からの申請により原則承認する。(申請書は別紙のとおり)

※ 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る入札契約方式等の特例措置における取扱いを継続する趣旨のものです。

上記改正事項については、令和5年5月1日以降に入札公告又は入札参加指名通知を行う工事から適用することとします。